

# 離婚協議書

〇〇〇〇（以下甲という）及び△△△△（以下乙という）は、以下のとおり合意する。

## 第1条（離婚の合意）

甲及び乙とは、協議離婚すること、及び乙がその届出を令和〇年〇月〇日までに〇〇市役所へ提出することを合意した。

## 第2条（親権）

甲乙間の長女〇〇（令和〇年〇月〇日生、以下「丙」）の親権者・監護者を乙と定めて、乙において監護養育することとする。

## 第3条（養育費）

- 甲は乙に対し、丙の養育費として、令和〇年〇月から丙が満20歳に達する日の属する月まで、1か月〇万円の支払い義務のあることを認め、これを毎月末日限り乙が指定する口座に振込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。
- 丙が大学またはこれに準ずる高等教育機関（以下「大学等」という。）に進学した場合、前項の養育費の支払いは、丙が大学等を卒業する月まで行うものとする。
- 当事者双方は、丙の入学や入院等の特別の費用の負担については、別途協議するものとする。

## 第4条（面会交流）

- 乙は、甲が丙と毎月1回程度面会交流することを認める。
- 面会交流の具体的な日時、場所及び方法については、丙の福祉に配慮して、甲及び乙が協議して定める。

## 第5条（慰謝料）

- 甲は、乙に対し、慰謝料として金〇〇〇万円の支払義務があることを認め、これを〇〇回に分割して、平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月まで、毎月末日限り金〇万円を乙の指定する金融機関の預貯金口座に振り込んで支払う。
- 振込み手数料は甲の負担とする。
- 甲について、下記の事由が生じた場合は、乙の通知催告を要さず、甲は、当然に期限の利益を失い、乙に対して残金を直ちに支払う。
  - 分割金の支払いを1回でも怠ったとき。
  - 他の債務につき、強制執行、競売、執行保全処分を受け、或いは公租公課の滞納処分を受けたとき。
  - 乙の責めに帰することができない事由によって、所在が不明となったとき。

## 第6条（財産分与）

甲は乙に対し、財産分与として金〇円の支払義務の存することを認め、これを一括して、令和〇年〇月末日限り、乙の指定する口座に振込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

## 第7条（学資保険）

甲は下記学資保険の契約者及び受取人名義を乙に変更することに合意し、甲により令和〇〇年〇〇月末日までに変更の手続きを行うものとする。

（〇〇〇〇保険 証券番号〇〇〇〇）

第8条（年金分割）

甲は乙に対し、甲乙の婚姻期間中における双方の年金分割の割合を0.5とすることに合意し、その年金分割に必要な手続に協力することを約束する。

第9条（清算条項）

甲と乙は、本件離婚について一切を解決したこととし、上記の各条項の外、名義の如何を問わず、金銭その他の請求を相互にしないことを相互に確認した。

第10条（公正証書）

甲及び乙は、本合意につき、強制執行認諾文言付公正証書を作成することに合意した。

以上の合意成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

○年○月○日

（甲）住所：

氏名： 印

（乙）住所：

氏名： 印